

ネットとうほく NEWS

2014 年 3 月に第 1 号を発行した「消費者市民ネットとうほく NEWS」。おかげさまで第 20 号を発行することができました。この第 20 号発行を機に、タイトルを新しいロゴを使ったものに一新しました。これからも皆さんに愛読していただける紙面作りを心掛けて参ります。

■講演会「食品表示制度の現状と今後の課題」を開催しました

10 月 14 日（土）14：00 から、仙台弁護士会館 4 階ホールにおいて、食品表示に関する講演会を開催しました。消費生活相談員、行政関係者、法曹関係者、一般消費者など 27 名が参加しました。

第 1 部では、宮城大学名誉教授で、内閣府消費者委員会食品表示部会委員の池戸重信氏より、「食品表示制度の現状と今後の課題」と題してご講演いただきました。

まず、「食品表示は、事業者と消費者を結ぶ信頼の絆。事業者は消費者以上にルールを理解することが必要であり、法令の方向ではなく、消費者の方向を注視することが大切である。消費者からも様々な意見が出ることによって、今後の改善への繋がりにもなるので、表示について注視して欲しい。」とお話がありました。そして、食品表示制度の変遷、消費者の表示に対する意識、加工食品の原料原産地表示基準の導入も含めたこれらの課題への対応などをご説明いただきました。

第 2 部では、消費者庁表示対策課食品表示対策室の阿部健治調査官より、「健康食品の表示・広告の見方」と題してお話をいただきました。

食品には、機能性表示が可能な保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品）と機能性表示が不可のもの（その他健康食品、一般食品）があります。機能性が表示されている食品を購入する際は、キャッチコピーだけでなく、法に基づいた表示をしっかりと確認する必要があると話されました。また、広告の見方では、実際の違反事例を挙げながら、「似たような表示があれば消費者庁または厚生労働省へ情報提供を」と呼びかけられました。

参加者からは「食品表示法についてレベルアップできた。」「現状の法制定への考え方、経過を聞けて良かった。」「食品表示は消費者にとって重要な情報。必要な情報を得るために消費者としても学習し、知識を持たなければと思った。」との感想をいただきました。



講師 池戸重信 氏



健康食品の表示の見方を説明する

消費者庁 阿部健治調査官

■2017年度第3回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

9月14日（木）18：30から、仙台弁護士会館において、2017年度第3回目となる消ラボを開催し、18名が参加しました。今回は東北学院大学の横田尚昌教授が「傷害・疾病保険金請求のポイント」というテーマで解説をしました。

まず、傷害保険について、保険金が支払われるための条件（急激性、偶然性、外来性などといった法的要件）について、当該条件が争われた裁判例を参考に解説がなされました。特に外来性の要件について、例えば浴槽での溺死事故や吐物誤嚥事故等を取り上げながら、判例上では外来性の概念を広くとらえているとのことでした。

また、疾病保険における乳がんに関する90日不担保を定めた条項の適用について争われた事例が紹介されました。

次に、検討委員である男澤拓弁護士から、生命保険契約の無催告失効条項と消費者契約法10条についての判例についての報告がなされました。生命保険の保険料不払いによる無催告失効条項の無効性が争われたものの、猶予期間を設けていたりすることなどの事情や、猶予期間内に支払いを求める通知書が送られているという実務上の運用及び当該運用が適切になされていることを前提に、最高裁は消費者契約法10条後段に該当しないとして、破棄差戻しになったとのことです。

その後の意見交換では、高齢者の認知能力が低下してしまったために、保険契約が失効してしまった事例ではどのように考えるべきか、今後の日本の高齢化社会において、無催告失効条項は問題である、といった問題提起や、消費者契約法10条の後段要件の考慮要素について、上記判例を参考にすべきであろうといった意見がだされました。

次回の消ラボは、11月9日（木）18：30から仙台弁護士会館において、岩手県立大学の雍幸治准教授を講師に「不動産管理契約について」というテーマで開催します。



講師 横田尚昌教授



男澤拓弁護士

「適格消費者団体ネットとうほく論叢NO.1～消ラボ CO-LABO 集～」（仮題）

発行のお知らせ

2015年6月から開催している「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」の2年間の成果をまとめた書籍を発行することとなりました。間もなく皆さまにご紹介できる予定です。

学者の論文の他、弁護士による「実務へのアプローチQ&A」がぎゅっと詰まったこの書籍、あなたのお手元にも1冊いかがですか。

【掲載例】・「日本放送協会（NHK）の受信契約に関する諸問題」

・「健康食品の定期購入を考える」

■意見書を提出しました

ネットとうほくでは、9月に以下の意見書を提出しました。意見書の内容はHPをご覧ください。

(<http://www.shiminnet-tohoku.com>)

- *「独立行政国民生活センター法等の一部を改正する法律の施行に向けた内閣府令（案）及びガイドライン改訂（案）に関する意見」
- *「消費者契約法の見直しに関する意見」
- *「地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書」

■「若者の契約トラブル110番」を実施します

ネットとうほくでは、全国の適格消費者団体や全国消団連との共催で12月9日（土）10：00から「若者の契約トラブル110番」を実施することとなりました。

民法の成年年齢引き下げが検討されているところ、この110番を実施することで、若者の消費者契約トラブルに関する情報を積極的に収集し、必要な差止請求及び被害回復をはかること、また、民法の成年年齢引き下げに当たって講じられるべき施策について政策提言を行うことを目的としています。併せて、適格消費者団体の活動が休眠預金活用法における「公益に資する活動」であることを明確にすることも目的としています。

詳細が決まり次第、HP等でお知らせいたします。ぜひ、周りの方にもお知らせください。

■講師を派遣しました

10月28日（土）、生活行政情報研究会特別例会で吉岡和弘理事長と高橋大輔理事が講師を務めました。この会は、国民生活センターとの連携により、企業における消費者関連業務の充実と会員相互の啓発を図ることを目的に1980年より活動している会で、東京に本社のある約30社の企業のお客様センター等消費者関連部門に属する方が会員となっています。今年度の特別例会として、東北復興をキーワードとし、震災時とその後の状況を勉強する為に来仙。その際、震災前後の消費者に関する内容でネットとうほくに講師をお願いしたいとの依頼に応えたものです。

高橋大輔理事からは適格消費者団体の概要とネットとうほくの説明、吉岡和弘理事長からは消費者問題全般についてお話をさせていただきました。

適格消費者団体の性質上、企業の方からどの様な受け止め方をされるのかと思っていましたが、かなり好意的に受け止めていただけたようです。

■【後援】連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害in宮城」のお知らせ

11月25日（土）13：15から仙台弁護士会館4階ホールにおいて、日本弁護士会、仙台弁護士会主催の連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害in宮城」が開催されます。詳細は添付のチラシをご覧ください。

■リレーエッセイ

前号から始まったリレーエッセイ。第2回目は検討委員長の鈴木裕美理事です。

理事で弁護士の鈴木裕美です。検討委員会の委員長を務めさせていただいています。

「検討委員会」は、「こんな被害に遭いました」、「これっておかしくありませんか」という情報提供を、どこが問題か、どういう根拠で差止請求できるなどを、専門的見地から分析検討する機関です。現在、弁護士17名、司法書士1名、相談員5名、大学の研究者7名の検討委員が、真剣な議論を戦わせています。

ところで、私がどうしてネットとうほくに係ることになったか。私は弁護士歴35年ですが、ずっと消費者問題（多くは多重債務問題やクレジット被害事件）に取り組む中で、個別の被害を救済するだけでなく、そんな被害が生まれてしまう社会や法律を変えることも私たち弁護士の役割だと考えて活動してきました。

ちょっと古い話ですが、貸金業法改正（グレーゾーン金利撤廃）とか、割賦販売法・特定商取引法改正という話を聞いたことがありますか？多重債務被害は高すぎる金利を法律が許していることが根本原因、だから金利を引き下げ、クレジットによる消費者被害は悪質な販売店でもクレジットを利用させているから起きた、だからそれを防止する法律改正を実現しました。消費者被害の「元を絶つ」運動でした。法制度を変えるには世論の理解が必要ですから、これは社会を動かす運動もありました。

被害の「元を絶つ」ことができる適格消費者団体を作り、消費者や消費者団体が社会をも動かす力を持つ社会（消費者市民社会）を夢見てみたい。そう思ってこの活動に飛び込みました。

皆様に支えて頂いてこそ続けられる活動です。活動参加・支援を頂けるようお願い致します。

次号は、理事で検討委員会委員としてご活躍中の高橋玲子消費生活相談員です。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

eメールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp